# (前文)

手話は、手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者が物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解しあうための大切な手段として受け継がれてきた。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は必要な情報を入ることも十分に意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、いまだ手話とろう者に対する理解が深まっているとはできるないことから、手話とろう者に対する町民の理解を促進し、手話を広く普及していく必要がある。

ここに、手話は言語であるとの認識に立ち、町民に手話とろう者に対する理解を
なる、町民一人ひとりが互いを理解し、人格と個性を尊重しながら共生する「と
もに生きる地域づくり」を実現するため、この条例を制定する。

## かいせつ(解説)

ホネルヤずみまち しゅわげんごじょうれいせいてい しゅし せつめい 大泉町手話言語条例制定の趣旨を説明しています。

手話はろう者にとって、意思疎通を図り、知識を蓄積し文化を創造するための言語として、ろう者の間で受け継がれてきました。

しかし、これまで、ろう者にとって手話が言語であるにもかかわらず、その使用は認 められてこなかったため、不自由を強いられてきたという歴史があります。

こうした経緯の中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する

たまうやくだい にょう 条 約第2条において、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語

をいう」と定義されました。また、我が国でも、障害者基本法第3条第3号において
「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段
についての選択の機会が確保されるととともに、情報の取得又は利用のための手段に
ついての選択の機会の拡大が図られること」と規定されましたが、いまだ手話とろう者
に対する理解が深まっているとは言えません。

このことから、手話を言語として認識し、手話とろう者に対する理解を促進し、手話

で広く普及していく必要があります。

そこで、町民に手話とろう者に対する理解を広め、全ての町民が互いの人格と個性 そこで、町民に手話とろう者に対する理解を広め、全ての町民が互いの人格と個性 そんちょう きょうせい ちいき じっぱん を尊重し、共生する地域づくりを実現するため、この条例を制定します。

# もくてき (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町の責務及び町民の役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な方針を定めることにより、町民の手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及を図り、もって全ての町民がともに生きる地域社会を実現することを目的とする。

### (解説)

じょうれい もくてき さだ 条 例の目的を定めています。

障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であると規定されていますが、いまだ手話とろう者に対する理解が深まっているとは言えないことから、手話が言語であると認識し、手話に関する基本理念を定めることとし、町の責務と町民が担う役割について明らかにしながら、町が行う施策の推進に必要な方針を定めることで、町民の手話及びろう者に対する理解と手話の普及を促進し、全ての町民がともに生きる地域社会を実現することを目的としています。

# きほんりねん (基本理念)

第2条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

#### かいせつ (解説)

ままた。 かん しょ ほんり ねん しきだ 手話に関する基本理念を定めたものです。

手話の普及においては、ろう者とろう者以外の者が、お互いを理解し尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重することとしています。

<sup>まち</sup> せきむ (町の責務)

第3条 町は、町民の手話及びろう者に対する理解を広げ、手話の普及その他の 手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

#### かいせつ (解説)

まち きほんてき せきむ 町の基本的な責務について定めています。

(県との連携及び協力)

第4条 町は、この条例の目的及び基本理念に対する町民の理解の促進並びに手 がかきょうの普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、県と連携し、及 で協力するよう努めるものとする。

## かいせつ(解説)

ばん れんけいおよ きょうりょく きだ 県との連携及び協力について定めています。

(町民の役割)

第5条 町民は、手話及びろう者に対する理解を深め、町が推進する施策に協力 するよう努めるものとする。

# かいせつ (解説)

ちょうみん ちょうない きょじゅう つうがく また つうきん 町民 (町内に居住し、通学し、又は通勤する個人をいう。) の基本的な役割を定めています。

町民は、手話とろう者に対する正しい理解を深めていくことと、町がそのために推進する施策に協力することを求めています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい 環境を整備するよう努めるものとする。

#### (解説)

じぎょうしゃ ちょうない いりょう しょうぎょう こうぎょう きんゆうぎょう た じぎょう おこな もの 事業者(町内において医療、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。)の基本的な役割を定めています。

# せきく すいしんほうしん (施策の推進方針)

第7条 町は、次に揚げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- 2 町は、前項の規定により策定した推進方針について、定期的に見直しを行うものとする。

## かいせつ(解説)

ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について、総合的か が手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について、総合的か はいかくてき、 すいしん つ計画的に推進するための方針について規定しています。

だい こ項は、推進方針の定期的な見直しについて規定しています。

(手話を学ぶ機会の確保等)

だい じょう まち けん た かんけいきかん しゃおよ しゅ わ かか もの きょうりょく 第8条 町は、県その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、町 みん しゅ わ まな きかい かくほとう っと 民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

#### (解説)

町が町民に手話を学ぶ機会を確保するにあたっては、県その他の関係機関、ろう者 およ しゅ か か もの れんけい 及び手話に関わる者と連携することを定めています。

しゅわ まな きかい かくほとう しゅわほうしいんようせいこう ざおよ しゅわきょうしつとう かいさい チ話を学ぶ機会の確保等とは、手話奉仕員養成講座及び手話 教 室等の開催、その開 さい ひつよう しえん しゅわ がくしゅう とりくみ すいしん い 催にあたっての必要な支援、手話の学 習 への取組の推進を言います。

はようりょく もと かんけいきかん ちょうかくしょうがいしゃ 協力を求める関係機関は、聴覚障害者コミュニケーションプラザ等の意思疎通支えんきかん ちょうかくしょうがいしゃふく しきょうかい しゅ わっうやくしゃおよ だんたい しゅわ 接機関、聴覚障害者福祉協会、手話通訳者及びその団体、手話サークルなどです。

# (学校における手話の普及)

## (解説)

がっこう 学校において手話の普及を図ることを規定しています。

# (災害時の対応)

第10条 町は、災害時において、ろう者が必要な情報を迅速に得ることができるよう、情報の発信及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

# かいせつ(解説)

stいがいじゃんまちゃんだいおう。 災害時の町の対応について定めています。

本み 耳からの情報を得ることができないろう者にとって、災害の発生時において迅速に じょうほう しゅとく 情報を取得することができない事などが大きな課題となっています。 そこで、災害発生時の避難誘導や避難所における情報の提供にあたっては、ろう者に理解しやすい文字で提供するなど、合理的な配慮に基づいた措置を講ずるよう努めるものとしています。

しゃ ぼうさい たい ちしき しゅうとく さいがいじ じじょりょく たか ちいき また、ろう者が防災に対する知識を 習 得し、災害時の自助 力 を高めるために地域の ぼうさいかつどうとう さん か さい ひつよう しえん おこな 防災活動等へ参加する際には、必要な支援を 行っていきます。

#### <sup>ざいせいじょう</sup> でき (財政 上 の措置)

第11条 町は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (解説)

たまうれい もと かっぱっさく まいしん 条 例に基づく施策を推進するにあたり、一定の財政措置が必要になることから、財 せいじょう でき ち の 規定を設けています。

#### (委任)

 $\sharp 12$  条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## (解説)

じょうれい かん ひつよう じこう べつ さだ 条例に関し必要な事項は別に定めるものとします。

# (附則)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。